

「訪問看護医療D X情報活用加算」に係る掲示

横浜市泉区医師会訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療D X情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（令和8年6月1日より算定開始）

【算定内容】

訪問看護医療D X情報活用加算 月1回に限り50円

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

【施設基準】

これに係る施設基準は以下の通りです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- ② 健康保険法第3条第13項に規定するマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- ③ 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報を取得・活用できる体制を有している。
- ④ 医療D X推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。
- ⑤ ④の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和8年6月1日

一般社団法人横浜市泉区医師会

横浜市泉区医師会訪問看護ステーション